

審 査 基 準

A - y - 5
平成21年 2 月 6 日作成

法 令 名	： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
根 拠 条 項	： 第95条
処 分 の 概 要	： 特例社団法人の定款の変更の認可
原権者（委任先）	： 都道府県知事
法 令 の 定 め	： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第88条
審 査 基 準	： 「特例民法法人の指導監督について」（平成20年11月11日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）により読み替えて適用される「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、別紙のとおり）によるほか、次のとおりとする。 (1) 特例社団法人の公益事業遂行上、真にやむを得ないと認められる場合に限ること。 (2) 特例社団法人の設立趣旨及び同一性を失うおそれがない場合に限ること。
標 準 処 理 期 間	： 30日
申 請 先	： 警察関係特例民法法人の目的とする事業を所掌する所属の長
問 い 合 わ せ 先	： 警察本部警務部警務課総合企画室 (052 - 951 - 1611 内線2646)
備 考	： 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。